

【トキの森公園】施設等における予防対策ガイドライン

令和2年5月26日制定

令和2年8月3日改訂

令和2年10月1日改訂

佐渡市農業政策課トキ保護係

新型コロナウイルス感染拡大予防とトキの森公園の運営の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、トキの森公園における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、新型コロナウイルス感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改訂を行うものとする。

1 対策の期間

令和2年10月1日(木)から当分の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や催事の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の職員や施設に出入りする業者等、及び来館者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間(換気の悪い空間)、②密集場所(多くの人が集まる場所)③密接場所(手の届く距離で会話等が行われる場所)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染拡大させるリスクが高いと考えられることから、こうした場の発生を防ぎ、自己への感染とともに他人への感染の防止を徹底して行う。

3 具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や来館者の動線や接触等を考慮する。また、開館に伴い、多くの県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、③集客施設、④地域における感染状況についても、入場制限や地域感染のリスク対応等に留意する。

(1) 来館者の安全確保のために実施すること

①来館自粛を求める条件を事前にホームページで周知するとともに、施設の入口に明示する

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・過去 14 日以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある、又は訪問歴のある方との濃厚接触がある場合
- ②咳エチケット、マスク着用(2歳未満の幼児については不要、5 歳未満は必須ではない)、手洗い、手指の消毒を要請する
- ③車椅等の貸出物について十分な消毒を行う
- ④パンフレット等の配布物は、できるだけ手渡しせず、設置したものを来館者が取る等の工夫をする
- ⑤人と人との間隔を最低 1m確保できるように、フロアマーカ―を設置するなどして、人が密集しないよう工夫する
- ⑤三つの密を回避してもらう
 - ・座席は最低1mの間隔をあける
 - ・入場時、混み合う場合も同様に間隔をあける
- ⑥大声での会話等を避けてもらい、正面での会話が起らないよう留意してもらう
- ⑦ゴミの持ち帰りをお願いする
- ⑧旅行サービス提供事業者には、旅行中に体調不良となったお客様は、佐渡保健所や医療機関に相談、受診するようにお客様の健康管理を依頼する
- ⑨非接触式温度計を使用し、来館者の体温を測定する

(2) 職員等の安全確保のために実施すること

- ①職員等の緊急連絡先や勤務状況を把握する
- ②職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、発熱等の風邪症状がある時は出勤を控え、自宅での健康観察とし、必要に応じて医療機関、佐渡保健所等の受診を促すとともに、診断結果の把握に努める
- ③咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底して実施する
- ④作業着等、身に着けているものをこまめに洗濯する
- ⑤入口等に手指消毒の消毒設備を配置する
- ⑥受付はアクリル板等を設置する
- ⑦定期的な消毒、こまめな換気を行う
- ⑧出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とする等、業務のローテーションの工夫を継続的に行う
- ⑨職員等に感染が疑われる場合には、佐渡保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う

(3) 施設管理

〔館内〕

- ①入口等に手指消毒の消毒設備を配置する
- ②清掃、消毒、換気を徹底的に実施する
- ③施設の入口等に行列が生じる場合、最低1mの間隔をあけた整列を促す等、人

が密集しないよう工夫する

- ④他者と共有する物品やドアノブ等、手が触れる場所を最低限にし、特に高頻度接触部位については、定期的に消毒を行う
- ⑤展示ケース等のガラス面の清掃時における感染防止のため消毒を徹底し、また、来館者がガラスに触れる機会を減らすため、施設に明示し注意喚起する
- ⑥鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛る
- ⑦清掃やゴミの廃棄を行う際には、マスクや手袋の着用を徹底する
- ⑧清掃やゴミ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いをを行う

【窓口】

- ①団体以外の来館者については、できるだけ券売機でのチケット購入を促す
- ②対面で販売を行う場合は、アクリル板等により来館者との間を遮蔽し、飛沫感染を予防する
- ③チケット窓口に行列ができる場合は、最低1mの間隔をあけた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する
- ④カウンターの定期的な拭き取り消毒を行う

【休憩スペース】

- ①対面での飲食や会話を回避するよう表示する
- ②休憩中に人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う
- ③常時換気を行い、テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う
- ④職員等が使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を行う

【トイレ】

- ①不特定多数が接触する場合は、清掃・消毒を行う
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ③清掃事業者は、必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば、換気をしながら清掃する

【広報・周知】

職員等及び来館者に対して、以下について周知する

- ①健康状態等による来館自粛の徹底
- ②社会的距離の確保の徹底
- ③咳エチケット、マスク着用(2歳未満は不要、5歳未満は必須ではない)、手洗い、手指の消毒の徹底
- ④差別防止の徹底
- ⑤本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底